

重層的支援体制整備事業における 都道府県の役割について

厚生労働省 社会・援護局
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

4 都道府県及び国の役割

（都道府県の役割）

- 市町村における包括的な支援体制の構築を促進するため、広域自治体である都道府県は、管内自治体の実情に応じて、
 - ・ 市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援
 - ・ 市町村域を越える広域での人材育成やネットワークづくり
 - ・ 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。

- **市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援**としては、管内自治体の実態を把握した上での広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援、管内自治体における先駆的取組やノウハウ等の情報収集及びそれらの情報の発信が考えられる。

- **市町村域を越える広域での人材育成やネットワークづくり**としては、包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催や、支援員のバーンアウトを防止するために、支援員同士や管内自治体相互のネットワークを作り、広域での地域づくりや参加支援等のバックアップを行うことが求められる。

- **広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応**としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。
- 特に、**小規模な自治体や自立相談支援機関を有しない町村に対しては、都道府県によるきめ細かな支援が必要**である。また、本人や世帯の状況に合わせた多様な支援の実施が求められる参加支援については、生活困窮者自立支援制度の実践で見られるように、当該市町村と意見交換しながら、事業の共同実施の調整や、都道府県への事業実施の委託の調整等、サポートを積極的に行う必要がある。

市町村の包括的な支援体制整備にあたっての都道府県の役割

- 今回、社会福祉法に重層的支援体制整備事業が創設されることを受けて、国及び**都道府県の責務**（社会福祉法第6条第3項）として、**市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨を規定**したところ。
- 具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、①都道府県が実施している相談支援等の機能と、市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合的な課題を有する者の包括的な支援体制の充実が図られること、②市町村の事業実施を推進するための後方支援を行うことが期待されること。

【参考】社会福祉法 ※R2改正（R3施行）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において**第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。**

都道府県の役割について（地域の実践や有識者意見から見えてきたこと）

● 専門的なバックアップ機能

- ・ 専門家（地元の学識経験者、相談体制立ち上げの経験がある元市町村職員など）を市町村に派遣し、人材育成や庁内連携構築、各個別相談などへのアドバイスなどを行うことを通して市町村を支援すること

● 広域的な調整機能・サポート機能

- ・ 市町村や都道府県をまたぐケースの調整
- ・ ノウハウが蓄積されていないケースに対してスーパーバイズを行うこと（専門家の派遣を含む）

● 広域的な人材育成やネットワークづくりの機能

- ・ 市町村職員、市町村社協等を対象とした研修会を開催し、都道府県内外の幅広い関係者に参画してもらい、「学びの場」や「交流の場」を提供すること

◎都道府県としてのビジョンを示し、市町村の意欲を醸成、取組を牽引する姿勢

◎市町村が包括的な支援体制を構築しやすいよう、悩みに寄り添い、「伴走」する意識

日常的な意思疎通・「顔の見える関係」の構築が不可欠

都道府県後方支援事業の実施状況（令和3年6月国庫補助協議時点）

- 都道府県後方支援事業（国庫補助事業）の実施自治体数は、**39自治体（実施率 83%）** ※令和3年度
- 取組内容の中では、「市町村の重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組支援」（33自治体）、「市町村間の交流促進、ネットワーク構築支援」（21自治体）、「市町村への技術的助言・支援」（21自治体）が多くなっている。

都道府県後方支援事業の取組内容と実施自治体数

